

平成27年陸別町議会3月定例会会議録（第4号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成27年3月16日	午前10時00分	議長	宮川 寛	
	閉会	平成27年3月16日	午後2時32分	議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊦ 公務欠席を示す	1	本田 学	○	8	宮川 寛	○
	2	古田 英一	○			
	3	多胡 裕司	○			
	4	野尻 秀隆	○			
	5					
	6	村松 正敏	○			
	7	河瀬 洋美	○			
会議録署名議員	多胡 裕司		野尻 秀隆			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			書記 吉田 利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	金澤 紘一	教育委員長	石橋 勉		
	監査委員	飯尾 清	農業委員会長（議員兼職）	多胡 裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木 敏治	会計管理者	芳賀 均		
	総務課長	早坂 政志	町民課長	（芳賀 均）		
	産業振興課長	副島 俊樹	建設課長	高橋 豊		
	保健福祉センター次長	丹野 景広	国保関寛齋診療所事務長	（丹野 景広）		
	総務課主幹	空井 猛壽				
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	教育長	野下 純一	教委次長	有田 勝彦		
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方 勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第20号	平成27年度陸別町一般会計予算
3	議案第21号	平成27年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算
4	議案第22号	平成27年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算
5	議案第23号	平成27年度陸別町簡易水道事業特別会計予算
6	議案第24号	平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計予算
7	議案第25号	平成27年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算
8	議案第26号	平成27年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算
9	意見書案第1号	「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書の提出について
10	意見書案第2号	T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書の提出について
11	意見書案第3号	農協関係法制度の見直しに関する意見書の提出について
12		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） 諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番多胡議員、4番野尻議員を指名します。

◎日程第2 議案第20号平成27年度陸別町一般会計予算

◎日程第3 議案第21号平成27年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算

◎日程第4 議案第22号平成27年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

◎日程第5 議案第23号平成27年度陸別町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第6 議案第24号平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計予算

◎日程第7 議案第25号平成27年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算

◎日程第8 議案第26号平成27年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（宮川 寛君） 第3日目に引き続き、日程第2 議案第20号平成27年度陸別町一般会計予算から日程第8 議案第26号平成27年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算まで7件を一括議題とします。

なお、説明を既に終えておりますので、各議案の質疑、討論、採決となります。

これから、議案第20号の質疑を行います。

初めに、第1条、歳入歳出予算のうち、歳出の逐条質疑を行います。

歳出の事項別明細書は、35ページからを参照してください。なお、消防費に関しては、167ページから170ページまでの消防費負担金内訳も参考にしてください。

1款議会費35ページから2款総務費1項総務管理費1目一般管理費41ページ下段まで。

1番本田議員。

○1番（本田 学君） 41ページ、1目一般管理費の右下の地方公共団体情報システム機構ということで、マイナンバー制度でございます。資料の29の1からが説明になっているのですが、町民の間ではこれからどうなっていくのだという、ちょっともう少し詳しい部分があるのかなど。僕自身の考えとして、これがずっと延長沿いには保険証だとかいろいろいろなことがこれに集約されたりとか、あと顔写真がどのようにして撮られていったりというこれからのちょっと、もう少し詳しくわかりやすく説明していただければと思います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、私のほうからマイナンバー制度について説明を申し上げます。

お手元の議案説明書の29の1をごらんいただきたいと思います。

若干、副町長の説明と重複するかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

29の1をごらんいただきますと、②のマイナンバーの利用範囲をまず説明させていただきたいと思いますが、この中で1番から6番まで、年金分野、労働分野、福祉医療、その他の分野とありますが、この1番から3番までがいわゆる社会保障分野といわれるものでございます。そして、大きく分けると、そのほかに税分野と災害対策分野、それから地方公共団体の独自の利用事務ということで分類されております。

このいわゆる番号カードといわれる個人番号カードというのは、実は右側の29の2に出ておりますが、真ん中のところにちょっと小さくて恐縮なのですがイメージが載っております。この個人番号カードには写真がつけられます。ICチップもこの中に入ります。このカードには実は基本4情報といわれる氏名、生年月日、住所、性別、それから個人番号が記載されます。つまり、この番号カードが全て現在の保険証のかわりとかということではありません。というのは、これはあくまでも本人が実際、その本人であるかということを確認するためのカードであります。ですから、身分証明書にはなり得ますが、この中にはプライバシーの高い、いろいろな個人の所得情報ですとか、今後、いろいろ利用が想定されています、例えば将来的には病歴とかも入るかもしれませんが、そういったことは一切入りません。

利用はどういうふうに行われるかといいますと、この個人番号で本人が確認されますと、その番号を活用しまして、例えば地方公共団体が利用する場合は、中間サーバーと呼ばれ、全国に2箇所設置されるのですが、関東地域と関西地域2箇所設置されるのです

が、そこにアクセスして、その個人の必要な情報を持ってくると、そういう利用の仕方になります。

今後の利用のスケジュールになりますが、29の3をちょっとごらんいただきたいのですが、この中で、先日副町長が申しました、この後のスケジュールで、ことしの10月から、まず個人番号の通知が郵送で発送されます。来年の1月からその通知をもって、これは郵送によって、申し込み制度なのですけれども、申し込みをしていただきますと番号カードが発行されます。ただし、この下のほうにありますスケジュール表で一番下のほうにありますが、平成29年の1月から国の情報照会・提供開始となっておりますが、こまでは国の行政機関同士の番号の連携もまだされておられません。この後、平成29年の7月からは地方公共団体の番号も連携をするということになっております。つまり、28年の1月からすぐに将来的な利用ができるかということそうではありません。この間につきましては、システムの総合運用テストですとか、そういったテストを繰り返しながらやっていくことになります。唯一利用が可能なのが身分証明ですとか、それから国の機関で連携を必要としない、例えば国民年金の照会事項ですとか、そういったことから始まります。そういった利用の予定になっております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 1番本田議員。

○1番（本田 学君） 今の説明で大分わかりましたが、そのうちこのカード1枚でいろいろな個人情報とか保険証なり何なりというものがなっていくのかなど、現時点ではそういうことではないということですが、ちょっとわかりにくい部分に入っていくと思うので、おじいちゃん、おばあちゃんとか、皆さんがわかりやすいようにというか、10月にその番号通知が来てとか、いろいろなことになると、詐欺の問題だとかいろいろなっていくので、ここの小さい町だからこそできることでちょっと丁寧にこういうことが来ますよとか、社協とかいろいろなところと連携をとってやっていただきたいなと思います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） スケジュールには、実はことしの10月の番号通知までの間に広報活動をするということで示しておりますが、それ以降も具体的な利用方法が決まり次第、機会を見つけて丁寧な説明をさせていただきたいと考えております

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、2款総務費1項総務管理費2目文書広報費41ページ下段から5目財産管理費47ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、同じく2款総務費1項総務管理費6目町有林野管理費47ページ中段から10目諸費54ページ上段まで。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、49ページの企画費の中から工事請負費ということで、移住関連住宅ということでいよいよ建設が始まると思います。そこで、1億1,000万円ということで、相当な、膨大な建設費かなと思ったのですが、新町の公営住宅が約4,700万円、その2階建てということで、大体あと厨房機器いろいろ入れたらこのぐらいの額が相当かなとは判断をいたします。

そこで、この住宅、完成してから恐らく要綱要領、また条例の制定等があると思われるのですが、これを果たして上手にどのような形で今段階使用をしていくのか。例えば、農業関連ですと、例えば畜産大学ですとか酪農学園大、全国にあるそういう大学等に周知の徹底を図るとか、また福祉関係、また病院の看護師さんだとか保母さん、そういういろいろな形をとって、この住宅をフル活動させたいと私も思っていますので、そこら辺をどういう活用方法で今後臨んでいくのか、そこら辺をお聞きをいたします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） この移住・産業振興研修施設につきましては、現在、これから中身、詳細については詰めていこうというふうに考えているところですが、今の町内の住宅の事情からいくと結構申し込みが来るのかなということが予想されております。その中で、実は先日JAのほうともお話を1回させていただきまして、JAとしてもそういう、今、議員からお話のありましたように大学等から来る場合とか、他の所から研修で来るケースが多くなるよということも言われております。その辺につきましては、所管するというか、ここに入居される方の該当する事業所等とまたお話をさせていただきながらというふうに考えております。食事関係とかもできるように、それから住む方の生活の時間帯が違うということも事前に指摘されておりますので、この辺についても解消できるようなことで考えております。

周知等、それから内容、料金ですとか、これから詰めなければならないものがたくさんあるのですが、大変申しわけありませんが、今の段階でしっかりした案はまだできておりません。これから詰めながら、建物が稼働するまでに何とか整理をして議会のほうにも説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 十勝管内でいいますと、南十勝にある酪農ヘルパー組合の関連施設もこのような形で、大学生等々が相当、年間40名程度来られて、やはり雇用の場に最後につながるのはやはりここで研修をして各農家に行っている実習生がそういう場に、町村に就職の場を得るということもあります。また、新得町もございます。ぜひとも上手にこの場を活用して、農業、林業、また商工関係、また福祉関係のためになるように、活発的にきちんとした方法をしていただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 議員の御指摘はごもっともというふうに思っておりますの

で、よりよい施設にしていくためにも利用者の確保ですとか、施設のPRですとか、町内の関係団体との連携を密にして、いいものにしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番村松議員。

○6番（村松正敏君） 50ページ、今の7目の企画費の部分に入ります。

そこでまず第一に、賃借料の中で土地建物借上料57万2,000円、これについては、森林管理署の官舎を借り上げて、それを利用していくという内容と説明を受けました。これについても、例えば建物全体を町が借りてしまっただけというふうには思えるのですよね。そのときに、例えば一般の賃貸で借りた場合というのは、維持管理とか、その辺については持ち主である森林管理署というようになるのかなと思うのですけれども、歳入とこの借り上げ料を見ますと、1戸3万円の料金をもらうというようなことでいけば、若干歳入が多いのかなというふうに見えます。これらの、要するに維持管理について、どのように考えているのか。それからまた、このものを、例えば将来的にどのように考えていくのかということも含めてお聞きしたいと思います。

それと、もう一つ移住関連住宅の部分です。

これについては、当初、地方創生事業の部分でこの建物を100%でやるのだという説明でしたが、途中でソフト事業になって、この部分については事業費が町単費になったというようなお話を聞かせていただきました。この辺のいきさつとか、今後、どのような財源をめどにしていこうとしているのか、その辺についてまずお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） まず50ページ、14節の土地建物借上料の関係でございます。旭町の十勝東部森林管理署で所有している住宅についてお借りするというので、今2棟で8戸ありまして、あいているところについて、こちらのほうからぜひ貸してほしいということで協議をして今回お借りできることになったところでございます。これらの管理については、直接、町のほうで出入りする人の関係もやるということで、修繕等が生じた場合は町のほうで行いたいということで、借り上げ料より高い料金を設定して、それを財源に修繕に充てていきたいという考えでございます。

それから、定住を目的に利用したいという考えでございますので、入れかわり等があった場合にはうまくリフォームしながら使っていきたいという考えであります。それから、8戸ありますので、あきが出てきた場合には、随時、十勝東部森林管理署のほうとお話をしながら借りられる分は借りてふやしていきたいというふうな考えであります。この辺については、随時また相手方、十勝東部森林管理署と協議をしながらということになりますので、この辺については以上のような状態で進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、移住の住宅の関係ですけれども、こちらの住宅の財源の関係かと思えます。

実は、3月4日から5日にかけて、直接、町の担当者が総務省の担当者のほうまで出向きまして、具体的に新しいメニューですとか、今あるメニューで該当になるものがないのかということで補助金、交付金の財源について協議をしております。その際に、さらに起債等についても該当するものがないかということで、こちらから問いかけをしております。それについては随時、内容についてはこちらに情報を提供していただけるということなのですが、それについてもう少し時間が欲しいということになっておりますので、そういったことでこれから財源についての協議を詰めていかなければならないという状況にあります。

交付金等の内示については5月下旬を設定しているということで、それまでの間には内容について詰まってくるかなと思っております。一応、概要としては、対象になるものと対象外になるものがあるだろうということで、一定程度しっかりした交付金の制度を使ってではないのですけれども、こうなるときにはこの辺まで該当させて交付金が出せるよというような、そういう話まで詰めてきておりますので、今後、国の推移を見ながら、国の担当者と協議をしながら、財源の確保について努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番村松議員。

○6番（村松正敏君） まず最初の森林管理署の部分ですね。まず4戸、その後もう1棟ある4戸を将来的にはふやして移住のところにしていきたいというようなお話です。あの建物自体も相当古い状況になってきているのですよね。そうすると、やはり入居者が入るには、やはり改修だとかそれらの費用というのは、どのぐらいを、傷みもひどい状況になってきているので、その辺についてどのぐらい精査しておくのか。その収入によって埋めていくというのは、本当に簡単な修繕等々の部分にかかわってくるのかなと思います。

それと、やはり国の財産なものだから、なかなか購入ということにはすぐには相ならないというのは私も存じているところなのですけれども、それらの部分も将来を詰めてその辺を計画的にやっていってほしいなというふうに思っているところです。その辺について、もう一度お伺いします。

それと、移住関連住宅についてなのですけれども、これについても地方創生事業の関連ということで、平成26年度の前倒しというか、そういうような形の事業で、慌てて出てきたものに乗ろうとしたのだけれども、なかなかソフト事業の部分でできなかったということで、今度は創生事業との関連というふうにお受けいたしました。それで、各自治体では今、創生戦略については5年間の総合戦略を策定し、努力義務を自治体に課してきておりますよね。そうすると、地域の住民、有識者等々含めて、それらの部分について、将来に向けて本当にこういうことにお金をかけてやったらどういうふうになるかという、今度はそういうものが見られる時代に入ってきているのですよね。その効果的な要素をきちんとしていかなければならないということを含めまして、その辺についての町の行

政としての持っていき方が非常に大事になるのではないかなというふうに思うので、その辺の策定については町も早速取りかからなければならない部分ではないかなと思います。他の町村でもそういうふうにやっていかざるを得ないのだということによってやっております。

それから、地方の自治体が、地方の企業が元気にならなければならないと、その生業をつくるのは民間の仕事なのだから、その民間の事業に対して、やはりそういうことをこういうふうになっていくのだということを見せつけていかなければ、やはり民間企業もなかなか足が前に出ないと、そういうような状況になってくると思いますので、その辺についてどういうふうに行政として考えていくのか、その辺についてもお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） まず旭町の住宅の関係になりますが、こちらについては、実はまだ中については見せていただけておりません。直しについては、十勝東部森林管理署のほうでは若干の予算でいつも修繕しているということで、余りかけてはいないのですけれどもということですので、借り入れの手続が整理できたら、中を見せてもらって、どのぐらい修理が必要なのかを確認したいと思いますが、トイレとか全て、下水につながるような改修等はまだ済んでいますので、中身についてはそれほどの修理はないのではないかなということによって伺っております。問題はその後、入れかえのときにどのぐらいの修理ができるかということなのですが、あそこはコンクリートブロック等の建物で、今のところ大きな痛みはないということを知っておりますので、当初の修理はそれほどないかなというふうに考えております。

あと、国の財産ですので、確かに今の段階ではこちらで購入ということはないのですけれども、8戸全部を借りることができたときにどうなるかということで、その辺については今後協議をさせていただきたいというふうに考えております。

あと、地方創生の住宅に関連した地方創生戦略の作成の関係ですけれども、こちらについても当町としては総合戦略検討会議の設置について考えております。こちらに10以上の関係機関から担当の方というか、これらの意見を言っていただける方に集まっていたら、協議をしながら進めていきたいと考えております。できれば来年、年度早々、これらの会議の設立をして、1年以内に計画の策定にこぎつけたいというふうに考えております。

この移住住宅の関係、以前に説明されておりますけれども、ハード部門については対象にならなかったということで、これによってどれだけの移住に結びつくのかということが今度この計画に盛り込まれることになると思いますので、その辺も含めて、この建物のことだけでなく全体的な考えで定住に向けた計画、戦略を練っていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） まず、仮称移住・産業振興研修施設なのですが、先ほど課長

が言ったように3月の4日、5日に道の財政担当とうちの財政担当と建築担当が総務省のほうで、北海道ヒアリングではなくて、直接総務省のヒアリングに行ってきたのですね。それで、いろいろなやりとりをしております、地方創生枠で起債の拡大分がございませぬ。そこには過疎債も入っているのですけれども、過疎債は多分当たるだろうと、これは間違いないと思います、断言はできませんけれども。したがって、当初で上げてある一般財源が全額一般財源ではなくて、何らかの財源補填はあると、私もそういうふうに認識しております。そういったことで、まず御理解をいただきたいと思います。

それと、総合戦略との関係ですけれども、地方創生版陸別町の総合戦略は、28年度からの5年間になるのですね。実質、27年度中に総合戦略を策定するものですから、実質に動くのは28年度からの5年間の計画になるだろうと。そうすると、今回の補正予算で出ている地方創生交付金関係というのは、国も繰越明許をかけていますから27年度の事業と、そういったことになります。したがって、私も当初はこの27年度の繰越明許分の中で、年前は12月の段階ですね、当てにしたのですけれども、国もいい話はするのですが、お金を出すときになるとなかなか厳しくなってくるということなのですよね。地方戦略、総合戦略に係る財源の交付金というのは、つまり27年度の予算から28年度事業のほうに、地方創生戦略のほうの財源に新たな交付金という制度でスタートするというところで、したがって総合戦略と今回の27年度の当初予算の関係というのは直接は影響ないと、つまり総合戦略は27年度中につくるけれども、それは28年度から5年間の計画であって、それに対する後の財源というのは27年度中に国のほうで考えて、新たな交付金事業ということで制度化していくと、そういう流れになっています。そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番村松議員。

○6番（村松正敏君） さきの営林署の部分についてもある程度理解できました。

それで、大事なのはこういうものをやる場合に今、若干気になったのは、契約だとかこういう予算に上げる前にやはり内部等を見せてもらうとか、そういう状況がどうなのかということをやったり確認した上でやっていかないと、後で大きな修繕費がかかるとか、そういうようなことにもなり得る可能性もあると思いますので、その辺の部分をしっかりしてほしいと思います。

移住関連については、最初のお話でソフト事業ということでやろうとしたけれどもこういうことだったということは、よく理解できました。折角、陸別には住む場所がないということで民間活用住宅も今までで55戸ですか、単身から世帯向けまで含めてそういうものができてきている。それから今回、その営林署の4戸を借りられる。それから、今回、こういう形で移住・産業振興研修施設ということでできてくると、そういうことで着々と、陸別へ働く場所を求めてくる人には環境的には非常にいい状況になってきていると思いますので、それらが有効に活用されるように今後ともきちんとしてほしいと

思います。というのは、やはりここも同じようにつくだらうということで事業がスタートしてしまうのではなくて、やはり戦略的にきちんとしていかないとならないという意味合いを私として言っておきたいところです。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 心配するのはごもっともだというふうに思っておりますけれども、変な話ではないですけれども、そういう地方創生絡みがまず第一にあったということで、それで急がざるを得ないったということを御理解をいただきたいと思います。したがって、今後、このような事業があれば、それは当然、議員御指摘のとおりだというふうに思っておりますので、今回の例についてはこういう事情があったということで御理解をいただきたいというふうに思っておりますし、住宅事情は100%ではないですけれども、やっぱり町内情勢を見ながら、関係機関だとか、そういったところとまた協議をしながら、必要になればまたいろいろと相談をしていきたいなど、そのように思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、同じく2款総務費1項総務管理費11目交流センター管理費54ページ上段から14目企業誘致対策費61ページ下段まで。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、59ページの13目地域活性化推進費についてお尋ねをいたします。地域おこし協力隊についてお尋ねをいたします。

今年度もまた地域おこし協力隊員の募集をかけるということなのですが、そのことについて若干お尋ねをしたいわけなのですが、地域おこし隊の来られる方に、その方が持っている卓越した技術ですとか、そういうことを求めるのか、また一労働力として求めるのか、そこら辺が先般入ってきた酪農支援員の方を見てもわからないのですよね。どういう形でこのお助け隊をきちんと活用して図っていくのかというのがさっぱりわからないので、これからやはりお助け隊を求めるのであれば、技術を求めるのか、そういうことをきちんとしなかったら、例えば先般、本州のほうなのですが、ひとり暮らしの老人の雪下ろしをしていて、私は雪下ろしをするためのお助け隊で来たのではないのだとって帰られた方も多数おられます。だから、その人の技術だとか、そういうことをきちんと求めてお助け隊を呼ぶのか、そこら辺を産業振興課のほうできちんと確認をして、どういう形の人を呼んで、どういう形で力になっていただけるのかということを中心に把握をして呼んでいただかなければ無駄なことになるのではないかなと思います。

それで、今回の酪農推進お助け隊の方は何をとお助け隊として私たちの力になってくれるのか、そこら辺が若干見えないのですよね。例えば、卓越した技術があって、農家回りをしてどんどんどんどん啓蒙の普及に図っていただけるのか、例えば、一労働力、また新規

就農を目指して各農家に入ってがんばっていただけるのか、そこら辺がさっぱりわからないのですよね、どういう形をとられるのか。例えば、ヘルパー組合でも雇用というわけではないですけれども、人的募集をかけてお助け隊の方を半年でも1年間でも、やはり酪農家というのはこういう技術、こういう生活、こういうことをやっているということをお助け隊の方にするのであれば、きちんとした形で酪農ヘルパーなり長い間、長期間、実習して新規就農を求めるのか、そういう意味が全然わからないのですよね。それで、今後、六次化を求めるに当たっても、例えばチーズの技術を持っているですとか、アイスクリームをつくる技術を持っているとか、それを六次化につながるような形のお助け隊を入れていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 地域おこし協力隊の関係ですので、私のほうから答えたいと思います。

協力隊員については、基本的には来ていただくときには3年をめどに、起業、就業していただいて、陸別に定住していただくというのを大前提にして募集をかけて来ていただいております。そういったことで、今、酪農の関係で協力隊として配置されている方についてはいろいろなところの、陸別町内の酪農の経験を積んでいただいて、その3年の間に自分で就業、起業することを大前提でやっていただくということで、今、農協さんの協力も得ながら研修を積んでいるという状況であることを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それであれば、なおさら今農家回りしていると思うのですけれども、例えばきちんと、農家の生活は朝5時に起きて、夜の夕方の暗くなるまできちんと、そういう形をとらなかつたら農協職員と一緒になって8時や9時や10時に出てきて農家回りして、それで実際、自分が仮に3年後に陸別で新規就農を求めるときに、そんな形で、そんな甘い形で果たしていいのかと。例えば、陸別の新規就農制度を見ても、各牧場で3年、4年やられて、そして陸別に入ってきて、陸別の農場で働いて、その農場からの推薦をいただいて、この人だったら新規就農に間違いはないということで町が進めるわけですから、きちんとした形をとってやっていただきたいのですよね。お助け隊、本当に労働力を求めるお助け隊なのか、きちんとした卓越した技術があるのか、そういうことだと思うのですよね、これから求めるお助け隊の意味というのは。だから、お年寄りの方にしたら、お助け隊だから屋根の雪下ろしもお助け隊だろうと思いがちの人もいるかと思うのですけれども、そこら辺の部分もきちんと把握をしながら、お助け隊とはこういう形だと、こういう形で国のお金をいただいて陸別町に貢献をしていただいているという形をきちんととっていただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 協力隊には二つの要素があると思っています。一つは、定住

化を図るための産業振興の中での労働力という部分、もう一つは、技術力を生かすということになれば、新規起業に向けた制度で人材を育てて、新たな産業を興すという二つの要素があると思います。したがって、酪農支援についてもちゃんと面接をして、そういう酪農やりたいと、したがって国の制度を使って、財源の補填がある中でその3年間、まず地域事情を知ってもらうというのがまず第一でありますし、経営の技術力も当然身につけてもらわなければならないと、そういったことを3年間の中でやっていただいて、できればどこかの従業員でもいいですし、そういった形の中で、なれる場合には新規就農になってもらうという前提で、酪農についてはそういうふうに私どもも押さえています。したがって、全ての地域おこし協力隊員についてはやっぱり町における産業振興なりの、あるいはブランド化、産品、そういったものに対する技術力を持った方の採用ですとか、あるいは農業関係のそういう労働力関係、あるいは観光のより充実を図るための観光振興ですとか、そういった部分で皆様には面接をしてやっていただいております。したがって、この制度を使うことによって、まず国の財政支援が1人当たり400万円ありますから、3年間で1,200万円の財政措置があると。町の持ち出しは若干ありますけれども、その中で、この財源でやっぱりいかに陸別町に定住してもらうかということと、労働力を確保するかということと、新たな産品開発につなげるですとか、やっぱり当面、自立していく団体への人材育成の部分ですとか、そういったことにこれからも活用できるなど思っておりますので、議員御指摘のこともございますけれども、町としては今の議員の意見も踏まえながら、私が今言ったような考え方で今後も進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 今の地域活性化推進費のことに関連しての質問をしたいと思いません。

今の副町長からの説明で、いろいろ地域活性化推進専門員ですとか、地域おこし協力隊はどういうものかというのは少しわかりましたけれども、ここで今回59ページの中で、地域活性化推進専門員の賃金から手当、地域おこし協力隊員の賃金、手当、そして次のページ、60ページにわたりますけれども、地域ブランド開発推進専門員の賃金、手当までがここで計上されてきております、予算として。この中で、今の質問にもちょっと関連するかもしれませんが、この三つの地域活性化推進専門員、それから地域おこし協力隊員、地域ブランド開発推進専門員の役割とお互いの相互関係について、どのようなものかということをお聞きしたいと思います。

それと、27年度の事業ということで、いただいた資料の33ページに載っておりますが、27年度の事業について詳しく説明をお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） まず最初に、地域活性化推進専門員と地域おこし協力隊、そ

れから地域ブランド開発推進専門員の関係になります。

まず、地域活性化推進専門員につきましては、町内でどのような事業に取り組むべきか、新しい事業を取り込むべきか、それから今ある中で、陸別町が有効に使えるような資源があるのかどうか、その辺について研究をしていただいております。中ではミネラルウォーター、木炭、それから今、新しくやっています薬用植物、乳製品の関係、それから人材育成の研修も含めて、専門員が指導をしながら、または助言をしながら進めているという格好でございます。

地域おこし協力隊員6名分につきましては、資料の33にありますように、それぞれの分野で協力隊として3年間のうちに就業、起業を目指してやっていただける方の賃金となっております。

地域ブランド開発推進専門員につきましては、今、協力隊で働いています秋葉さんが、実は9月いっぱいまで3年の任期が切れるということで、引き続きブランド開発のほう、今、手がけているものも含めてやっていただきたいということで、協力隊と別に起こしてこのように区分けをしております。ですから、今までの分を引き継いで、また新たなものができればということで、今回、予算を計上させていただいております。

それから、27年度の新しい事業の分になります。

資料の33ページのほうをごらんください。

まず、ミネラルウォーターの部分につきましては、今回、さきに副町長のほうから説明がありましたように、26年度に3万本を製造した関係で、今、残があります。その関係で今回は製造を行いませんけれども、使用方法としては今あるもので、従来どおり、町のアピールですとか販売等、それから備蓄用水等の可能性の調査もこれからしていきたいというふうに考えております。

あと、木炭開発事業の関係ですけれども、こちらについても昨年と同様、木炭の製造については今ある機器を使って、製造器を使って2回製造を行って、できた木炭について、次の使用方法について研究をしたいという考えでございます。薬用植物研究用というのは、土壌改良のために炭が使えないかということで研究をしたいと。それからあと、製造したものを町民希望者への配布というふうに書いてありますけれども、これは使えればイベント等ででも無料で配って使っていただくとか、それでも残が出るようでしたら何か全町的に使えるようなもので希望者に配布できるものがあれば、それらについても使用について研究をしていきたいという考えでございます。

薬用植物の研究事業につきましては、昨年、1年間で名寄の研究所のほうといろいろと協議をしながら進めてきております。一定程度、陸別町でも生育状況についてはほかの地域より優れているものも出ておりますので、これらについてはさらに2年、3年と、ちょっと年数をかけないと結果が出ないものでありますので、引き続き研究を続けていきたいということでございます。ことしにつきましては、これも副町長のほうで説明がありましたが、蜂を一時借りて、こちらのほうで受粉等の成果が出るのかということで、蜂に

についても若干研究をしたいという考えでございます。

あと、加工センターの活用、地域ブランド開発につきましては、引き続きエゾシカ肉を活用した商品化の関係、生乳の活用の関係、それから乳製品の開発、あと陸別町の特産品の製造、それから販売について研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。

地域おこし協力隊員の分については、先ほど説明しましたように、今回6名の体制ということで、農業のほう酪農関係が今、1名ですけれども、もう1名ふやしたいという考えで、これにつきましても最初に各協力隊員には、説明で就業、起業を目指して陸別に来ていただきたいということでありますので、それらに向けた事業のサポートをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 全体事業とその関係について、今、お聞きをいたしました。

その中で、陸別町に合ったものは何かということで、皆さんが一生懸命、陸別のためにがんばっていただけるという姿も見えてくるような気がしますけれども、この今、この事業、陸別チャレンジプロジェクトということが立ち上げになって、もう4年ぐらいになると思うのですが、説明書の図を見ても、地域活性化推進専門員をトップに各部門に分かれて予算も立てられて上がってきているような形になってきています。この地域活性化推進専門員のことについてお尋ねをしたいと思いますが、これは以前のとおり継続するのですか、それともまた陸別町の役場の中に、職員の中に育ててきて、この方がこういう専門の職につくのだからということになってきているのかどうかということ、改めてお伺いしたいと思います。

それと同時に、27年度の事業の中で木炭の開発のことが載っておりました。これは、木炭はもう既に何年もやっているということですからずっと続けてきて、一定程度の炭、でき上がった炭の効果もこういった分野ではいい炭ができているのだということは前に報告をいただいたわけですが、移動窯について、前はもう25年度ですか、多額な改修費もかかるということで、これからはこの事業を継続することは困難と判断いたしましたというふうに結果が出ております。26年度にも引き続きまたその壊れながらの窯を直しながら使っていたのだとは思いますが、27年度に木炭の製造ということここを上げてきています。その窯で依然として製造できる状態にあるのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） まず専門員の関係ですけれども、当面は今の専門員にちょっと御協力をいただきながらというふうな考えであります。

それから、木炭の関係については、さきの議会でも説明しましたとおり、移動窯については改修するとかかりかかるというのと、改修してだましながらつくらなければならない

というお話をしたと思いますが、それでもまだ窯については一定程度の木炭製造ができておりますので、それをつくって、そのできた木炭を何かに使えないかということで、今使えるものを利用しながらやっていきたいという考えでございますので、将来的にこれが壊れたときにこういうことはもうできなくなるかもしれませんが、今あるものを利用しながら、その炭についての今度は利用についてを検証していきたいという考えでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 6 番村松議員。

○6 番（村松正敏君） 同じく地域活性化推進事業の部分についてお聞きいたします。

まず、地域活性化推進専門員が陸別チャレンジプロジェクトが立ち上がった4年前からスタートしているわけです。これについて4年たっているということで、再度まだ専門員をやっていただくのだというようなお話しをされておりました。私はその人がいい、悪いということは言う必要もないと思います。本当に専門員というのは、どういう役割を持って、どこまで達成したら終わるのかという期限がわからないのですよね。というのは、例えば全体の部分でのミネラルウォーターから木炭、薬用植物、加工センターのブランド等々の部分について、いろいろ民間が立ち上げられないからその分でそういう素材やそういうものをつくってやることによって、どういうふうな状況ができるのだということで研究、開発ということですから、その部分では十分わかっているつもりです。この部分についてはまた後で話しますけれども、項目が違いますので、この製品の部分については後にします。

専門員の方が、もう年齢的にも70歳を超えるのかなというふうに思います。私、ここで言いたいのは、例えば今、再任用の関係ですね。職員の関係で再任用の問題が各町村で出てきております。そこで言いますと、まず民間においては高年齢者の雇用安定等に関する法律ということが決まっています、事業者は定年の引き上げ、継続雇用、再雇用の制度の導入をしていきなさいというようなことで、これは年金とのかかわりで国の制度でどんどん進んでいるのですよね。そうすると、地方自治体もそれによって条例を上げてやっていかなければならないということで、各自治体では90%以上が条例を制定しているという状況になっております。やっぱりこういうことを考えた場合に、やはり今、ことしも退職する人が4人、5人いると。そういうようなことを考えた場合に、やはり陸別町もその辺を考えていかざるを得ないと思いますし、専門員というのもやはりある程度期限を切ってやらないとならないと思うし、4年間やっていて役場の職員の中に、例えばそういう事業所等々に出向もして、成長されているのではないかなと思うのですよね。それをいつまでもそういうふうに行っているのがいいのかどうかということ、まずお伺いいたしますよね。

それから、地域おこし協力隊、これについては、町の回覧でも募集内容が出て、その中に書いていて、先ほど説明したように国の制度、資金で3年間以内で400万円が上限だということも出ております。ここで任期終了後、約6割の方が地域に残るという形をとって

いるというふうに今、出ていますね。これはほかの町村、地域のことを言っているのかなというふうに思います。だから、そういう意味で、やはり今回二人の方が任期が来ると。そういうことで、ブランド関係ですか、その方に専門職でやってもらおうと、それはもう本当に大事なことだなというふうに思います。折角、新聞等々でも陸別のまちチョコだとか、いろいろな部分で成果を出している。それは認めるわけですから、そういうことで、雇用の場として必要な分野であるとすれば使っていきたいというのはわかります。それから、さきの議員も言ったけれども、酪農関係でそういう地域に入って酪農をしてみたいという人が入ってきて、そこに使っていただけるということで使っているのだと思うのですよね。ただ、それが酪農というのは、朝3時、4時から起きて、夜は10時までだという、普通の状態とは違いますので、その辺をやはり協力隊の人が来るのであれば、その人にどのような状況なのか、それから、例えばそこのお勤め、お勤めというか、協力隊で入るわけですから、そういう人たちを使う事業者の人にもその辺のことを理解してもらうようなことを、きちんとつなぎ役を行政がやらないとそれは大変なことになるのだなというふうに思うのです。途中で、こんなのでは当てが外れたとか、それから3年間来て、その後の勤める場所がなかったといったら、使い捨てみたいな状況になると。そんなことを考えた場合に、きちんとしたルールだとか、それから目的だとか、そういうきちんとしたものを持たなければ、ただ国が若い人が地方に行くために400万円を出しますよと、それだけで労働力の確保だからちょうどいいだとか、そういうようなことにはならないと思いますので、その辺についてどう考えているのかお聞きします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 専門員とか協力隊の関係で、期限を切るですとかいろいろなお話もありましたが、これらについてはまた状況を見ながら判断をしていかなければならない事業なのかなというふうに考えております。

それから、地域おこし協力隊の、今お話がありました雇用の場で、事業者にも説明が必要だということもありましたけれども、酪農関係でお話ししますと、最初、農協のほうで研修をいろいろ積んで、これから、今、早朝のほうに出たりとか、順番に本人にも全体像が見えるような研修を組んで、ちょっとずつふやして進めているところです。こういったことで、協力隊の人にも3年間のうちに自分で、ここでこういうふうに起業ができる、どういうふうにしたらできるのかというのを自分で考えながらやっていただくということも必要になるのかなというふうに思っております。こちらに来るときに、事前に先ほど面接をしているという話があったと思いますが、面接の段階では、あくまでも3年をめどに本人が就業、起業についてやってみるということで来ております。ですから、3年の間に、来てみてこういうもの、こういうものというのに合わせて自分がどんなものができるのかというのもその中で検討するというか、考えていただくということも説明をしておりますので、期限としては3年間をめどにその辺のことを考えていただきたいというふうに考えております。それから、ただ3年でめどがつかないけれども、さらに陸別でこういうこと

で仕事ができる、例えば協力をしてくれる、陸別町の利益になるというようなものがあれば、新たな考えでお互いにどういったものができるのかというめどを立てながら進める必要もあると思いますので、例えば3年で今回、地域ブランド開発推進員が3年が来たので、ではここで終わりですよではなくて、また今やっているものと、今考えているものがあれば、それを引き続きやっていただくための制度として、こういうふうに進めていけばいいなというふうを考えております。今、ブランド分については先行した話になりますが、そのほかについても他の事業につきながら、自分の起業に向けて進められるのかどうかということも、これは見きわめていかなければならないことかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 議員、先ほど再任用のことを言いましたけれども、実は再任用条例、過去の議会で町が提案したのですけれども、議会で否決された経緯がございます。したがって、職員組合とも話をしながら、当面は制度化しないよと、つまり町内の地域雇用を考えると、なかなかそこら辺が理解されない部分が多いと、そういった部分でこれは合意をして今に至っているということで、まず御理解をいただきたいと思います。再任用制度ですね。つまり、再任用制度というのは、先ほど議員が言ったように、高齢者雇用の関係の法律がもとになって、民間も公務員関係も全部そういうふうにしなさいという制度なのです。したがって、公務員の場合、本来であれば、地方公務員法の改正によって、そこで定年延長になればスムーズにいくのですけれども、あくまでも年金の絡みという部分での再任用、再雇用ということで御理解をいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番村松議員。

○6番（村松正敏君） その再任用ですね。前に議会に出したというのは、さかのぼれば10年も前の話なのですよね。というのは、なぜかというあの頃はそういう年金制度だとか、それはまだここまで来ていなかったのですよね。昨年、26年度からですね。要するに年齢が60歳の人は年金がもらえない時期が出てくるよという流れが出てきたわけですね。ということは、10年前はそこまでいかない中での再任用ということでしたら、民間の企業との関係でいけば、それは何で公務員だけが優遇されるのだという話の中から起きています。今、起きてるのは、民間もそのように年金制度の関係で65歳までお勤めをさせていきなさいという、そういう形で進んでいることですので、ぜひともやっぱり、俺、職員組合の人もおとなし過ぎると思うのですよね、逆に言ったら。そういう、要するに自分たちが年金が当たらない部分というのができてきますので、その辺についてきちんとやっていかないと、これはもう大変なことになるのかなというふうに思います。この部分についてはそのぐらいでやめておきます。

協力隊員の部分ですね。この部分についても3年ということですので、やはり限られた

期間の中でいろいろその人の能力を發揮させて、ここに、地域に居着く形をとっていかなければならないと、そうするとその人たちがここで次に専門員として、これ1年になるのか何年になるのかわからないですよ、確かに。要するに、27年度の専門員としては予算化されましたからその雇用の場ができる。28年度はどうなるかわからない、29年度はどうなるかわからないというような状況の中でやると、若い人たちというのは不安というのがないのかなというふうに私は思ってしまうのです。例えば、民間でもそうなのですけれども、例えばここで店を開業してやりたいと、陸別が好きだから。それで、ここでやりたいとなっても不安であればなかなか開業にまで結びつかない。そうすると、そういう、ここで住み続けるための雇用の場だとか、要するに、ここで安定的に生活できる仕事があるとか、そういうことが大前提だと思うのですよ。だから、そういうものをどう行政としてバックアップしていくかということが、やっぱりつながると思いますので、ぜひその地域おこし協力隊が3年間は安定しているけれども、その後の不安というものが出るとすれば、それはなかなか地域に根差した形にならないと思います。その辺についてやはりきちんとした対応をとるといふのかな、何か見つけ出すことが必要ではないかなと思いますのでお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 再任用の関係は、先ほど言いましたように地域事情の中の雇用関係、そういった部分での過去の議会の否決ということですから、何のかんのそうやれということではないと思います。これはやっぱり町の職員だけが65歳まで身分を安定化して雇用されるのがいいのか、やっぱり地域でも短期雇用だとかそういう方もいらっしゃるから、そこでの地域の理解をというものがすぐ重要になってくるのかなというふうに思っております。

それと、地域おこし協力隊のほうは、当然3年間地域おこし協力隊として雇用しますけれども、当然、町が見放しているわけではありません。1年1年、その中で毎年半年なり、その活動記録をレポートとして出してもらって、そして本人と話し合っ、何が問題点でどういう方向に持っていくだとか、そういったことをちゃんとやっておりますので、当然、3年後、4年後のことについても視野に入れながら地域おこし協力隊としての活動について、常に意思疎通を図りながらやっておりますので、その辺も御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番村松議員。

○6番（村松正敏君） 再任用の関係なのですけれども、たまたまほかの町村でも再任用制度や何かやっているのも見させていただきました。そうすると、やはり給与の関係だとか、昇級だとか、手当だとか、これらについても一般の人とは違う体系だとか、階級についても、それらの身分についてもきちんとしてやっておりますよ。ですから、金額が100だとすれば60だとか、そういうふうな形でやっているところがありますので、ただ公

務員が優遇されるとか、そういうことではないと思いますので、その辺お間違えのないように。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） ちょっと認識が違うかもしれませんが、再任用、当然、今、議員御指摘のとおり職員と同じ待遇ではありません。賃金も下がっていますし、手当も違います。ただ、定数の中に入ってくるのですね。したがって、制度はあったとしても、その制度を使っている職員は少ないはずで、ほかの自治体でも。つまり、若い人の働く場所を確保するために、やっぱり制度はあるけれども、使わないでやめられていくのが実態でもあるということも御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番本田議員。

○1番（本田 学君） この部分で質問しようと思っていたことはたくさん今質問されたのであれなのですけれども、僕も一般質問で地域おこし協力隊についてはいろいろ町長とお話ししてきた流れがあるので、ちょっと一言だけ質問というか、言いたいことは、なかなか募集しても来てくれないという、そういういろいろなさまざまな事情の中に来ていただいて、一生懸命みんなやっていると思います。今言ったように、期限を決めたりするのもまず一つの手かなと思うのですけれども、僕自身もいろいろなものをというか、おうちで今やっている開発したり何なりするものは、いついつまでやろうとかといろいろ決めるのですけれども、なかなかいかない部分も出てくるので、今、柔軟に3年のことをどうしましょうかとか、不安がられないようにどうしましょうかという話なので、今、副町長が言ったようにコミュニケーションをとっているの、僕も重々見てわかっているつもりであります。より一層、本人とのコミュニケーションも当然ですけれども、わかるようにこういうふうに来ていますとかということが、まず今、必要なことなのかと思います。一番来てもらっている人たちと、あと専門員の方たちとか、そういう人たちが不幸にならないようにやってほしいというのがまず第一です。この方たちを手放すようであれば、陸別のこれからのこのチャレンジプロジェクトというのはなかなか前に進まないのかなと、それとある程度のところまで来てこうですよというの必要なかもしれないのですけれども、十分、水にしても何にしても一つの形というものができ上がってきているのは確かですし、ただやめるのも今の木炭のことにしても、では薬用植物と関連させていくというのも一つですし、なかなか中国の竹炭のこととか、ハウスメーカーといろいろなことをやってきた中の今にたどり着いているので、引くというのも一つなのかもしれないのですけれども、そういう部分にだらだらだらだらいくとかということではなくて、そういうことを言いたいのかなと、僕もそういうことを今まで言ってきたつもりなので、余り成果をとかとやっていくととんでもなく大変なことで、なかなか難しいところに来るので、そこをうまくコミュニケーションをとって報告をしていただいてということをしていけばうまくいくのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 先ほど副町長からもありましたけれども、実は半年に一遍ずつ直接担当課の職員と私どもと協力隊員に個別に来ていただいて、それぞれにレポートを出してもらって、それについての協議をして、今後どうしたいかというような話もその都度させていただいております。実は、この議会の後というか、3月中にも同じように協力隊員との協議をすることになっておりますので、それについては随時、協力隊の本人と話をしながら進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番古田議員。

○2番（古田英一君） 私もその辺りなのですからけれども、61ページの前段に講習手数料という名目で85万8,000円と。これもそういう支援員のための講習だと思うのですが、たしか説明では免許取得等々の費用と聞いているのですが、これは全額ではないと思うのですが、3分の1程度かなと。それで、こういう講習をいきなりさせるといふことは、その後どんなことをさせていくというような目標とか、その定まった方向性があるからこれが必要に差し迫って予算化して出てくると思うので、そのどのような進み方を考えているのかということをお聞きしたいと。

それと1点、要望は余り好ましくないという中で、今、議論の中の地域おこし協力隊員、これの幅ももう少しできれば広げていただきたいなど。例えば、林業とか、もう1、2点あるのですけれども、そういうのもことし考えていく時期かなというように思うわけでありまして。

また、一つここで言わせていただければ、酪農支援推進員。定住してもらうには、僕が考えるには、この制度で酪農のことを覚えてもらう。そして、次に現場に入って、また同じ年数をやって、そしてその次にやっぱりこの陸別町移住定住促進プログラムですか、2年ぐらい。やっぱりその5年、7年という時間を経なければ、その後営農しても物にならないというのが現実なのですね。過去、陸別町、6組、7組やっておられる方、全部調べてもらってもいいのですけれども、経験、最低でも6年、7年、それで新規就農というのが実際です。これを下回ってやれるかというのは、まだ僕もなかなかあちこち知らないもので、できる人も中にはいるかなと思っておりますけれども、そこら辺を踏まえてじっくり今後進んでいただきたいなというふうに思っております。

それで、先ほどの手数料の関係のことをお願いを申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 今回の講習手数料なのですが、これは作業するために必要な酪農支援推進員の方だけになっているのですけれども、大型の免許ですとか、作業免許ですとか、あと農業大学校に行って研修を受けてきていただくと思ってございますので、それらの経費を講習手数料として入れております。本来は、こういう免許を持っている人が来ていただけて、それですぐ言ったときに作業できるのが望ましいのでしょうけれども、協力隊の場合は都会から酪農だとか農業に憧れて来られる方もいらっしゃいます。今まで仕

事をしていただけれども、一念発起してこちらに来られる方もいらっしゃいますので、今回の場合はそういったことで、免許等を取得していただいて作業等にもすぐつけるようにしたいということで、今回免許の取得とそれから農業大学校等での研修の講習受講料等を見ております。こういったことで、知識を広げていただいたり、あと農家さんに行っても、すぐ、大型の免許を持ったからすぐ作業ができるとは思いませんけれども、なければできないことですので、それらに対応できるようにということで今回見ております。御理解をいただきたいと思います。

あと酪農支援推進員の関係で、3年ではめどが立たないだろうというようなこともあります。それらについても複数年必要であるということは他の方からも聞いております。それらについてもまた協議しながら、すぐつけるのか、どこかで就業しながらまた新規就農を目指すのか、その辺についてはまた協力隊の教育員と協議をしながらということになると思いますので、こちらについても御理解をいただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 2番古田議員。

○2番（古田英一君） 今のお話の中で作業をするため、ほかの対外的に知識を得るための講習というのは、これは必要だと思いますよ、十分に。ただ、作業をするため、1年目にその免許が必要かという、僕は必要ないと。酪農、農業というのは最初は手作業なのです。基本的に最後も手作業なのです。そこにたどり着くかという中で、2年目、3年目以降でもよかったかなという気はしております。答弁はあってもなくてもいいのですけれども、そこをよく踏まえてよい献立というのですかね、3年間のプログラムというのを行き当たりばったりではなくて、考えていってほしいなと思います。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） この酪農支援の関係については、農協さんのほうともお話をさせていただきながら進めておりますが、今、御意見もありましたけれども、そういった作業免許も必要だろうという御意見も伺いながら、今回予算立てさせていただいております。また、さらにこちらの件については、引き続き農協の担当の方々ともお話をしながら進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 古田議員からありました地域おこし協力隊の職種の拡大、それについては私どもも頭の中に入れておまして、やっぱりいろいろな分野にこの制度が使えるという部分、つまりこの地域おこし協力隊というのは過疎地域以外の都市圏から来る、そういったところから来る人たちの制度で、若い人からOBの方もいらっしゃいますし、そういう制度でありますので、それによって特交がつくということでありますから、不足するような職種なんかあれば拡大というのも今後の課題としていきたいなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） なければ、11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 19 分

再開 午前 11 時 34 分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、同じく 2 款総務費 2 項徴税費 6 1 ページ下段から 3 項戸籍住民基本台帳費 6 5 ページ下段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、同じく 2 款総務費 4 項選挙費 6 5 ページ下段から 6 項監査委員費 7 1 ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、3 款民生費 1 項社会福祉費 7 1 ページ上段から 7 8 ページ上段まで。

6 番村松議員。

○6 番（村松正敏君） 7 3 ページの委託料、防犯灯新設撤去、単純な話なのですけれども、どこの場所で何灯新設して、撤去が何ぼなのか、説明願います。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） この防犯灯新設撤去につきましては、故障を発見し次第、必要が出た場合、撤去が必要なものを撤去し、新設するものを新設をするということで、特段、場所を特定して決めているわけではありませんので、例年考えられる分ということであります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、同じく 3 款民生費 2 項児童福祉費 7 8 ページ上段から 3 項国民年金費 8 4 ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、4 款衛生費 1 項保健衛生費 8 4 ページ中段から 2 項清掃費 9 2 ページまで。

3 番多胡議員。

○3 番（多胡裕司君） それでは、9 1 ページの塵芥処理費からのところで、委託料の生ごみの件なのですけれども、収集等業務で 3,400 万円と池北三町行政事務組合に 5,800 万円ということで、9,600 万円ほどの事業費を計上されていると思うのですけれども、たしか生ごみの埋め立ても平成 30 年ぐらいまでかなと説明があったわけなのですけれども、今後に向けての対策なのですけれども、学校給食も含めて恐らく生ごみが大分ふえてくるのではないかと思います。そこで、今後に向けてなのですけれども、例えば鹿追町のバイオマス、先般、議員で行ってきたわけなのですけれども、あそこは牛の堆肥と一緒に生ごみをまぜて堆肥化を図っていたということで、今後に向けてなのですけれども、

も、3年、これからの計画、どういう形で生ごみを町として処理をしていくのか、恐らく町でそういう施設をつくれれば必ずここに軽減された金額が出てくるのではないかと思うわけなのですけれども、今後に向けての計画、対策ということをお聞かせ願います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） ただいまの御質問ですが、ただいま議員がおっしゃったとおり、平成30年度、つまり平成31年の3月で銀河クリーンセンターの埋め立て地は満杯になるという見込みが立っております。それ以降は、埋め立てごみについては銀河クリーンセンターでは受けられないということになっております。

その後につきましては、今、三町の協議会で協議中であります。特に生ごみについては、陸別の場合はいろいろな方法が考えられる中で、例えば十勝環境複合事務組合の施設ということでも距離があります。今後については、その辺の費用面とかについても詳しく分析をしながら、何がよりよい方法かというのは、三町との協議の中においても陸別の立場も主張しながら結論を出していきたいという状況であります。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） ぜひとも、なるべくお金のかからない効率のいい方法でこれからいろいろな、クラスター事業等もありますし、いろいろなそういうことを模索をしながら、このごみ対策を進めていただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 銀河クリーンセンターの関係につきましては、先ほど町民課長が答弁したとおりでありまして、基本的な考え方というのは、まず一つは帯広まで持っていくと町内での収集回数がまず減ることと、料金が上がるということ。まずそういったことが考えられます。したがって、先ほど町民課長が話したとおり、今の水準をどう、一定程度保てるような体制を含めて陸別町としては考えていきたいと、そのように思っておりますので、これは三町との協議にもなりますけれども、そこら辺を踏まえて陸別町としての考え方を反映していきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

2番古田議員。

○2番（古田英一君） 89ページの扶助費の特定不妊治療費助成金、6回分を見ているということで予算計上されておりますけれども、なかなか難しいデリケートな分野かなと思いますけれども、わかっているところでどういう範囲なのかと、そしてまた、こういうのをある意味制度としてつくったり、住民への周知、これもまた難しいところだと思いますけれども、優しさを持って個別に対応するとかというのもやられているとは思いますが、ある意味保険適用外だったりとか、実際に治療の現場まで相当遠距離にあるというようなこともあろうかと思っておりますので、その辺はどのように配慮されるのかなということをお聞きしたいです。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 特定不妊治療の助成につきましては、こちらについては北海道が助成をするという要項に乗った方々のみ町のほうでは助成をするというものでありまして、道の内容に即して助成をするものであります。実は、平成26年度に改正されたのですが、26年度につきましては、陸別町の体制が追いつかなかったので、26年度ももちろん助成はしておりましたけれども、27年度から新たな改正体制で臨むということで、非常に説明が難しい内容でありまして、例えば、40歳未満の方でありましたら、43歳になるまでの間、通算6回という形になります。いわゆる治療開始が40歳以上の場合は、1年目は3回まで、2年目は2回までということでありましてけれども、43歳になるまでには通算3回ということに、ちょっとなかなか難しい表現になっていきます。初めて助成を受けるのが28年度以降という方につきましては、また40歳未満は43歳になるまで通算6回は変わらないのですけれども、40歳以上43歳未満は43歳になるまで通算3回ですとか、ちょっとその人その人によって助成の内容が変わってまいります。通算6回分を皆さん使えるようにということで、PRのほうも最低限のPRはしているところでありまして、なかなかデリケートな問題はありますけれども、必要な方に情報が伝わらないということのないようにだけは努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 2番古田議員。

○2番（古田英一君） 今、道が助成を認定したということをつしおっしゃったのですけれども、道はこれを助成するに当たり、どのように市区町村をいろいろ把握されている、どういう手法をもって把握されているのかというのはわかりますでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 道のほうもPRしているわけでありまして、道のほうは状況、本人からの申請があった場合、対象者になるかどうかというまた細かい基準がありますけれども、そちらのほうで対象となると判断された場合、助成をするという形になっております。細かい内容について説明すると非常に長くなってしまいますので、一応、規定に基づいて出している。

申しわけございません。説明が足りませんでしたけれども、医療機関に不妊治療等で受診した場合、そちらのほうから道のほうに、もしくは本人にもこういう制度がありますよということで通知をしますので、本人の情報が漏れるということは基本的にはないということになります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、同じく4款衛生費3項水道費93ページから5款労働費95ページ下段まで。

7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 簡単な、単純な質問で確認をさせていただきたい部分です。

95ページ、雇用再生対策費の中から補助金として事業者雇用促進支援ということで840万円計上されております。この説明の中で、陸別町に職を求めて勤めて来られる方にも引っ越し料のようなものが当たるといふような説明に記憶しているのですが、これは業種に限定などはありますか。それとも、例えば、みどりの園でもいいですね、北勝光生会に勤めたとします。十勝管内から来る、そして旅費が出ますね。そういったときに、北勝光生会のほうでも旅費が支給されるということが規定であると思うのですが、赴任旅費のようなものがね。そのほかにもこの制度からこういう支援があるということなのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） あくまでも、これは町が立ち上げた無料職業紹介所を介したときの求職と求人が一致したと、そうした場合に支給するというもので、ただ単にハローワークからの利用者の方には、求職する方がハローワークだけでやっているとそれは対象にはならない。情報は連携していますけれども、町内で手続していただくということです。

あと、今御指摘のことについては、まだどこの事業体がそういう制度があるかないかもちょっとわかりませんので、今後、議会後、速やかにそれを調査して、そこら辺の整理をしていきたいというふうに思っております。業種限定はございません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費95ページ下段から7目公共草地管理費105ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、同じく6款農林水産業費1項農業費8目農畜産物加工研修センター管理費105ページ中段から107ページ下段まで。

6番村松議員。

○6番（村松正敏君） 今の農畜産物加工センターの部分で、106ページの需用費にかかわる部分です。説明では前にも話が出た地域活性化事業のうちの事業部分ですね。それらにかかわる部分で、製品、ジャーキーだとか牛乳だとかいろいろな部分が研究開発されていると思います。これら、先ほどもいろいろな議員の中からも出ましたけれども、ある程度ミネラルウォーター関係につきましては、もう商品化され、販売部分の事業に入ってくるのかなというふうに思っております。木炭も大体そういうようなことで、使用方法だとかの研究をしている。加工センターの分についても、エゾシカ肉を活用するとか生乳の活用だとか、それらについても実践が始まって、その結果、今後どのような形にしていくかということにつながってくると思うのですよ。そのめどというのかな、先ほども出ましたけれども、やっぱりある程度、7、8割研究開発が終わったとすれば、その後、どのような考えで進めていこうとしているのか、その辺についてお伺いします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 加工センターで製造販売している品目については、シカジャーキー、シカしぐれ、あと飲料用の牛乳というふうになっております。シカジャーキーについては、製造を開始して約2年。シカしぐれと牛乳については、今年度から実質開始しているような形になっております。そういったことで、当面、現在のような形で製造販売していくようなことにはなっていくかと思いますが、いつまでというのはこの場で申し上げれる段階ではございませんけれども、将来的には加工センター直営ということではなくて、ほかのところで引き継いでいただけるような形に持っていくように27年度についても調査をしながら製造をしていくというような形をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（宮川 寛君） 6番村松議員。

○6番（村松正敏君） そのとおりだと思うのですよね。というのは、やっぱり製品開発については、先ほどの地域活性化から需用費とか、それらに見ているいろいろ開発していくという部分は今の状況で進むのかなというふうに思いますけれども、僕は一番心配しているのは、研究開発がやっぱり一定程度の段階を持ったものについてはその事業が成り立つかどうか、企業としてのマネージメント的な時期に入る部分というのは出てくるのではないかなというふうに思うのですよ。ですから、先ほどのところで言えばよかったですけれども、ミネラルウォーターだとか木炭だとか、それらについては完全にマネージメント的な要素で物事を進めていかなければならない。今回のシカジャーキーにしても、それらのものについても、やっぱりある程度、味だとか商品化ができて、いろいろな形ができるとすると、今度販売等の関係をやって、やっぱりどういうふうにしたら物が、販路ができていくのかとか、その辺に踏み込んでいかなければならない時期になっていると思うのですよ。たまたまいろいろな部分を見ますと、民間のそういうコンサルタント的な要素で事業計画の立案だとか事業開始のフォローだとか、その事業をやるのに安定的な成長に向けた形をどうするのかとか、事業の計画案の策定、例えば設備だとか人材、それから資源の確保、シカだって今やっている量では到底行き着かなくなる。そうなると、そういうものがどういうふうにして資源が確保できるのかとか、そういう形をつくっていくという戦略をやはり今から考えておかなければ、ただ研究開発だけで終わってしまうのではないかなという気持ちがありますので、その辺について今後どのように取り組んでいこうとしているのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 議員のおっしゃるとおり、研究も必要ですけれども、今後どのように販路拡大ですとかそういったことも必要になってくると思います。その場合、今来ていただいているアドバイザーですとか、あと地域ブランドの専門員という形に半年後以降はなっていくのですけれども、協力隊員とも協議しながら、あと加工センターの運営協議会の中でも検討しながら、将来の方向性について27年度は検討していきたいというふうに考えております。

また、シカの資源についても、現在は有害鳥獣駆除ですとか、あと狩猟も入るのですが、そういったことでとったシカの肉をどう有効活用していくかということで、全国的にシカ肉の利用が進んできているかと思います。当然、シカが減ってくると原料も減ってくるというふうにはなってくるのですが、有害駆除という面ではそれはそれでいいのかなと思うのですが、物をつくっていったときにそこら辺、どう原料を確保していくかというのはまたその兼ね合いを検討していかなければならない部分かなというふうには思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6 番村松議員。

○6 番（村松正敏君） 今課長の言ったとおりだと思うのですよね。ただ、私が言いたいのは、やはり今の専門員だとかアドバイザーとかそれらについては、製品開発の部分では非常にいい形ができてきているなというふうには思っておるのですよ。ただその後、加えて今度、販売収入だとかそれらを見ると、現状というのは陸別の地元で販売している量というような形でいけば本当にごくわずかな部分ですよね。やはりこれからはそういう企業戦略をしていくとすれば、きちんとした、これで本当にやっていけるのか、企業化できるのか、その辺までマネジメントをしていくということが必要になってくる時期に入ってきていると思うのですよ。だから、そういう部分でやはり地元だけの視点でなくて、やはり陸別がこれだけイベントだとかいろいろな部分で全国規模に陸別という町が知られているわけですから。それらを含めて考えた場合に、もっと幅広い部分で企業化したらそういうところに売っていかないと、300万円や400万円の売り上げでは絶対に商品にならない。要するに、例えばふるさと納税で上士幌があんなに何億も入ってきていますけれども、結果的には地元産品をやはりそこに贈り物としている部分というのは非常に金額的に大きい部分がある。それによってJAですか、そこでつくっている上士幌のブランドの牛肉がたくさん売れていると。そういうふうになれば、そこで企業化ができて、そこに雇用の場所が生まれて、それでそこに潤いが回るといって、そういうシステムになっている。ですから、折角こうやっていろいろ研究開発をしているのですけれども、ある程度形ができたものについてはそういうことが本当にできるのかどうかまで含めて物事を話していかないと、ただ専門員というのは地域おこし協力隊を使ってそれで終わっているというだけで、人件費さえも出ないというそういう部分なのです。折角そこまで行くのなら、その人たちが将来的にそこで起業したり、そこで働ける雇用の場所が生まれてくるようなシステムにしていかなければならないという、中長期的な発想をやっぱり行政も入れていかないと企業は育っていかないとと思うのですけれども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 議員のおっしゃるとおりです。今段階、それぞれの個別の商品について具体的な長期計画というのはなかなか立てられない状況でありますけれども、町内の、例えば陸別町の振興公社ですとか、そういったところが引き継げるようなも

のにしていかないと、なかなか民間では引き受け手がないというふうになってきますので、そういったところも含めて、今後町内だけではなく町外にも販路を広げられるような形をつくっていくために、いろいろ関係機関と研究を進めながらやっていかなければならないのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 販路拡大、すごく難しい状況ですけれども、町も、あと振興公社も町内のイベントでは必ず出店しておりまして、そこそこ販売をしております。あわせて今年度ですけれども、東京での販売ですとか、札幌のイベントでの販売ですとか、そういう努力もしているところですが、なかなか結果としてはぱっとなりませんけれども、前年度から見ると販売は上回ってきているのが現状でございます。ただ、議員御指摘のことについては、町としても課題として押さえておりますので、御意見として賜りますけれども、それらも含めて今すぐにはできないかもしれませんけれども、その課題として整理して加工センターも含めて、販路も含めて課題としていきたいなど、そういうふうには思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

加工センター管理費まで、質問ありませんか。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、加工センターについて今、同僚議員のほうからあったわけなのですけれども、関連でいろいろな形で加工センターもしがらみが解けて、今、いい状態になってきているのではないかなと思われま。そこで、やはりお助け隊ですとか協力隊ですとかいろいろな形をとられるわけなのですけれども、ぜひともアドバイザーみたいな人を仮にひと月に1回とかそういう形でも結構ですので、仮に陸別町の牛乳でつくったチーズはどのようなチーズがつかれるとか、ソフトクリーム、アイスクリーム、そこら辺も結構隣町に一生懸命やっておられる方もいます。そういう方々をぜひともひと月に1回ぐらい呼んで、地域に合ったものを、六次化産業に合ったものを、陸別町のものを使ってこういうものができるということをまず試験をしていただきたいのと同時に、シカジャーキーを今つくっていろいろ試験販売していい状況にいつているのですけれども、仮にそれが商品化になって、自分で企業をやるとなってもまだ完全に力がつくかどうかわかりません。そこで、上土幌町のように加工センターを大いに利用して、仮にそういう企業があらわれたときには加工センターを十分に利用して、そしてやっと採算ベースに乗ったときに民間に渡すような形をとれるような形でしっかりと加工センターにしていた

きたいと思しますので、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 議員のおっしゃるとおり、講師になるような方については、年に数回でも呼べるような形で、そういった講習をできるように検討をしていきたいというふうに考えております。

それと、加工センターの利用の関係ですけれども、今も実際に使っているところは、振興公社が独自の商品を製造販売する場合に肉の処理などで加工センターを使っている実態がございます。ほかの業種につきましても、試験段階からある程度軌道に乗るまでは加工センターを使えるというような状況になっておりますけれども、ただ、その方が全部集中して使えるというふうにはなかなかないと思しますので、その辺は回りと協力し合いながらという形にはなろうかと思っておりますけれども、そのように考えております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） ぜひとも乳製品のほう、飲む牛乳しかありません。そこで、あれだけの立派な施設になっていますので、ぜひともチーズですとかアイスクリームですとか、そういう形でどういうものがつくれるのかというだけでも一歩前進するのと同時に、クラスター事業で六次化をうたっています。だから、ここら辺も国の補助金をしっかり見据えながらいろいろな形で模索をしながらやっていただきたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） そうですね。陸別の牛乳の可能性について、今後も調査、研究を行ってまいりたいと思っております。

それと、いろいろ国の事業などを調べながら進めていきたいというふうに考えます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、同じく6款農林水産業費2項林業費107ページ下段から111ページ下段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、7款商工費111ページ下段から117ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、8款土木費117ページ上段から125ページ下段まで。

2番古田議員。

○2番（古田英一君） 120ページの除排雪業務ということで予算計上されております。近年、異常気象等でいろいろな気象条件に見舞われるわけですが、雪もその一つであります。今年度の大雪等に当たりまして、町民等の除排雪にかかわる声とかを町のほうで捉えているのでしょうか。捉えていれば教えていただきたいなど。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 除排雪の関係ですが、年前の大雪に関しては排雪が早かった

ということで、お褒めの言葉をいただいたところでございますが、年明け早々、今日に至るまでかなりの回数が降っておりまして、特に3月に入ってから暖気等について除排雪が間に合わない、当然、降雪の時は除雪はしているのですが、降雪によって路面が凍って、それを削り取るのにちょっと時間が間に合わないという苦情が数件ほど来ておりました。それと、あと年明けの排雪についてもできる限りやったつもりではございますが、特に町道等の角等については見通しが悪いという苦情の電話等は何件かありました。

状況については、以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 2番古田議員。

○2番（古田英一君） そうですね。自分もやっぱり交差点ですか、この除排雪というのは今後よく検討して速やかに進めていただきたいなというのが非常に町民の声ではないかなと思います。またこの金額は、ここに副町長の説明でふれていなかったということは前年並みという金額という捉え方でよろしいですか。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 27年度の除排雪のこの委託料につきましては、若干、200万円ほどふえております。理由としては、職員が一人退職ということでございますので、その分を民間に委託するというので、その分がふえております。回数等については、過去の3年間の実績をもとに計算しておりまして、1回ほどふやしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 私も120ページの除排雪業務のことでお尋ねをしたいことがあります。

ことはまた年明け早々たくさんの雪が降って、除雪をしていただいても雪を置いておくところが大変な状況にもなっています。私の近くについてもそうで、そのようなことが現在起きているわけですが、かなり交通に障害が起きているところもありますし、今言われたように見通しの悪いところもあります。ですが、雪の降る前、除雪業務が始まる前、この地域は一体どこにどのような除雪をすればスムーズにできるのか、安全に雪を置くことができるのかということは、雪のないときに一度来て調査をしておくべきだと思うのです。何度も何度も除雪して、もう置くところがない状況に今なっています。そういったことも含めて、毎年毎年の除雪費、この除排雪費、たくさん積んでいかなければなりませんけれども、地域によってはここをこういうふうに押してくれたら雪はここにずっと置けるのに、排雪まで要らなくて済む、安全にここに雪が置けるのにということもあります。そういったことはその地域に住んでいる方でないとわからないことがたくさんありますので、雪が降る前にそういった調査を一度しておくべきかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 雪の堆積場所ということなのですけれども、それぞれの自治会にそれぞれ道路のふちだとかいろいろなところに堆積しているわけですが、今回につきましては雪の量が多いということで、雪捨て場のスペース自体もかなり制約を受けていたということで、どうしても排雪しても雪の捨て場所がないというのも一端にはあると考えております。当然、今言ったような交差点のところにはなるべく置かないようにというようなことは考えて、置いた場合についてはできる限り危険な箇所については排雪していきたいという考えは当然持っております。今後、委託業者も含めて、そういった箇所を当然住民からも聞いておりますので、意見を聞きながら今後調査していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 努力を重ねられてこの除排雪には取り組んでおられるということは十分わかりますけれども、除雪の会社が変わるたび、地域の者がこうではなくて今まではここに置いていたのだけれども、ことしはどうしてこうならないのですかということが毎年あります。ですから、必ず除雪する業者には、前年度の申し送りですよね、ここの地域はここに雪が置けるようになっていきますよとか、ここまで除雪すればいいですよとか、雪をpushのならずと奥のほうまでpushしていってください、その後何度降ってもここに置くことができますよとか、そういったことについてはその地域の業者が変わることによって、その年その年に対策を立てるというよりも、必ずどこに雪が置けるかとか、どういうふうな除雪をするべきかということは新しい業者に担当が変わったとしても、必ず町も入ってそのことについては申し送りをして、後から苦情の件数が少ないように取り組んでいかなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 議員おっしゃるとおり、請け負っている業者自体はかわってはいないと思うのですけれども、担当者がかわると。それぞれ会社の都合ということもあると思うのですけれども、うちの職員も含めて今後申し送りができるように態勢を整えていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、消防費125ページ下段から126ページまで。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、消防費についてお尋ねをいたします。

28年の4月1日から、いよいよ広域合併のデジタル化が始まると思われています。そこで、今年度は1名の職員の募集をして対応に当たるということをお聞きしております。そこで、広域合併により大誉地地域が今回陸別町の担当範囲になるということですよ。そこで、大誉地地域の携帯のエリアは今年度中に解消されるということなのですけれど

も、陸別町のまず携帯のエリアが、そこら辺もうちは調査を進めているのか。

それと、これだけ広域になって大誉地地域まで見るということになれば、当然職員に対する負担もふえてくると思われるのですけれども、そこら辺16名体制で今行っているわけなのですけれども、夜間もたしか4名の体制で当たっているわけなのですけれども、そこら辺、労働時間だとかそういうのが大丈夫なのかと、たとえ一人、1名募集をかけても、今年度は多分消防学校に6カ月間行くのと、恐らく広域化による職員の派遣もありますよね、当然今年度中にね。それも1名出てくると、それと大誉地地域で仮に対応に当たる場合に、そこら辺、足寄町とどういう話し合いになっているのか。例えば陸別町から救急車が出ても搬送先の病院をどこにするのですとか、いろいろこれから考えられてくる課題が多いと思うのですよね。大誉地の自治消防をどういう対応をとるのかですとか、いろいろあると思うのですけれども、今年度中で結構ですのでそこら辺をきちんと詰めてやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 消防広域化の関係については、現在の帯広の消防局のほうで議員各位も視察をしてこられたと思いますが、携帯エリアとか通報されたところから大体の地域がわかるようになっております。陸別町の範囲として大誉地も入っているわけですが、第一報が陸別町に来るということで一番近い消防から出動するということが原則となっておりますので、例えば大誉地地区でも足寄から行ったほうが近いという地区、住宅ではなくて道路とかでも、その地域が出た場合には近いほうを選定して出動命令が帯広のほうからされるということでありますので、その辺については消防署長会議とか消防のほうでもいろいろ詰めておられるというふうに聞いております。そういった意味でエリアが設定されているようでございますので、その辺についてはさらにこちらも詰めながら確認をしながら進めさせていただきたいと思っております。

それから、携帯電話のエリアについては、上陸別の津別方面に通話できない状態のところがあります、不感地帯がありますけれども、それ以外では特に支障を来しているというところはお聞きしておりません。不感地帯については、先般携帯の会社の方とお話をしていますが、その地域については通信網の関係で難しいということをお聞きしております。さらにちょっと研究をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今の説明で大体わかりました。

ぜひとも足寄町との協議を進めていただきたいのと同時に、例えば住所の登録を私の場合ですと本籍が長い、足寄郡上利別原野東2線222番地なのですけれども、仮に陸別町上トラリの多胡ですとあって、陸別町上トラリが通用するのか、そこら辺をどっちにするのかとか、いろいろ今後出てくると思うのですけれども、そこら辺を簡単に教えてください。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） ただいまの御質問については、私のほうから説明申し上げます。

現在、字名とその行政地区名との関連性について、町民課の中で整理をしている最中であり、それを消防のほうに伝えるということになっています。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、10款教育費1項教育総務費127ページから132ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、同じく10款教育費2項小学校費132ページ中段から3項中学校費138ページ下段まで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、同じく10款教育費4項社会教育費138ページ下段から5項保健体育費150ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、11款災害復旧費150ページ上段から13款予備費151ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、歳出全般について質疑を行います。

ただし、ページを区切って質疑を行いましたので、その範囲を超えて他のページと関連あるものに限定します。

7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 歳出全般の中からということでお尋ねをいたします。

今回、陸別町にとっては26日の給食センターの竣工式、そして28日が試食会ということになっています。4月1日からいよいよ子供たちも大変楽しみにしている給食が始まるということになっていますが、この中で保育所、小学校、中学校の食材費のことで経費として今回上がってきています。保育所が221万8,000円、小学校が456万円、中学校が319万円、合わせて約1,000万円近い金額が計上されております。全額、全員に無料で補助制度を使ってスタートするということでしたけれども、この給食事業について、今後どのような展開、この給食を活用して陸別町ではどのように展開し、どのような進め方をするのかということをお聞かせください。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 今までの給食事業についての、導入する理由については、この議会でも何度となくお話をさせていただきました。再度、もう一度繰り返しになりますけれども、一つはまず産業の振興に寄与するということであり、それから、特に働く環

境、要するに女性、特に女性の負担の軽減、それと社会への参画、それと三つ目が食育という、この三つの観点を大きな柱としてこの給食事業を導入するということを説明してまいりました。今回、導入するに当たって、一つ一つ丁寧に今まで取り組んできたのですが、総論でいうと今までも何回となく言っていますけれども、日本一おいしくて安全な給食を提供したいということで、職員にも、それから調理員にもそういう旨を説明させてもらっています。この日本一おいしいというのは、数値的なことを言っているものではありません。他と比較してうちがおいしいとか、そういうふうなことを私としては追及するものではありません。私たち一人ひとりが陸別ならではのものをきちんと把握をして、そして陸別の今まで提供というか、いわゆる愛情弁当といわれてきたその、子供たちに愛情を持って提供してきたお弁当のその気持ちを、この給食事業の中にどう取り入れていくのかということの説明をさせてもらっております。ですから、繰り返しになりますけれども、先ほど冒頭、三つ言った観点と、それと子供たちがこの給食をおいしいというのと、やっぱり愛情のこもった、それを食を通して感じてもらえる、そのような優しい給食を提供していきたいというふうに思っております。

あとは設備も、アレルギー食も対応できるようにしておりますし、あとは安全で安心なものをしっかりと提供していくことだというふうに今、心がけております。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） この給食の論議が始まって以来、教育長なり町からのお答えというのは大体今のおりですと通してきました。ですが今回、1,000万円近いお金をかけて食材費用を無料にし、給食を始めるわけですから、それだけの意義のあるものでなければならないと私は思っています。というの中で、子育て支援事業の一環としてというような話も前回にはありました。子育て支援事業というのは、この給食費を無料にするということも大きくくれば入ってくるかもしれません。ですが、子育て支援事業というのは、裏を返してみれば、親を育てる事業であると思います。全ての子育て支援事業は全て親に対して、保護者に対して育っていただきたいというところがある。そのことも含めた給食になっていただきたいなと思います。食の大切さ、そして1食、ただ1日の1食が栄養のバランスのとれたもの、好き嫌いがなくなってよかったというものだけではなく、朝食と夕食にもしっかりと気配りができるような保護者になれるように、そういった活動もこの給食事業を通していろいろな形で教育委員会で学校とも打ち合わせをしながら進めていく必要があるのではないかと思います。それでこそ、1年間に1,000万円をかけた給食の食材費を町の税金、これには交付税なり何なりの措置があるというふうなこともありますけれども、そういったことだけではなくて、かけても値のある給食になるような事業をこれから一緒にあわせて進めていかなければならないと思います。もちろん、安全な給食を届けるということは物すごく大事なことです。命をいただくということです、食というのは。そういったことも含めながら、教育的にももう少し給食はどうなのだということは、子供たちにもその保護者にも伝えていく必要があると思うのですが、いかがでしょ

うか。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 私もこの給食を通して、今、河瀬議員のおっしゃるとおりの精神は本当に重要だというふうに感じております。それを具体的に保護者の方々、それと地域の方々にもこのことについては十分理解してもらえるような活動を教育委員会を通してやっていかなければならないというふうに思っております。これは、給食事業を通して、特に展開しなければならないと思いますが、大人が今、示すべき役割、社会における道徳、それからいじめなどを学校だけの問題とか子供たちの間だけの問題ではなくて、大人の中の縮図だというふうにもいわれております。今、P T A活動を予算では社会教育費の中で計上しているのですけれども、なかなかうちの社会教育との接点が弱いなというふうに私は感じております。もともと社会教育の中でP T A活動を取り入れていかなければならないということも指摘をされております。今、質問のありました給食費の全額補助ということの特に通じながら、さまざまところで大人、それから保護者、親が果たしていくべき行動などについて、教育委員会も一緒になって学んでいくというふうな姿勢でさまざまな取り組みの中で共有していきたいなというふうな覚悟でおります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 以上で歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入の逐条質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、11ページから参照してください。

1款町税11ページから12ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、2款地方譲与税12ページ上段から11款分担金及び負担金14ページ下段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、12款使用料及び手数料14ページ下段から18ページ下段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、13款国庫支出金18ページ下段から14款道支出金25ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、15款財産収入25ページ中段から18款繰越金28ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、19款諸収入29ページから20款町債34ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、歳入全般について質疑を行います。ただし、

ページを区切って質疑を行いましたので、その範囲を超えて他のページと関連あるものに限定します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条債務負担行為及び第3条地方債についての質疑を行います。7ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に、予算書1ページ、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に議案第20号全般について行います。質疑はありますか。

3番多胡議員。

○3番(多胡裕司君) それでは、歳入歳出全般でお尋ねをいたします。

27年度の一般会計の歳入歳出、ほぼ決まってきたわけなのですが、最近の陸別町を見るとき、ここにも先ほどありましたように固定資産税の減ということですね。世帯数は1,391戸で人口が2,591名ということで、いろいろな緊急推進事業ですとかいろいろな対策をとって町には若者たちが来ているわけなのですが、住宅難ということですね。そこら辺を、恐らく世帯数は変わらないということで、ひとり暮らしの方が大部分を占めているのかなという現状にあると思うのですが、それと民間の個人、または企業の方の力を借りてアパート経営等されているわけなのですが、なかなか住む場所がないという現状にあります。そこで、やはり私が思うには、やはり個人の家を建ててもらって、持ち家制度をきちんと確立をして、長い将来にかけて陸別町に住んでいただくというような制度をきちんと確立をして、やはり安定した固定資産税の収入を得るとかですね、そういう形をとっていただきたいのと同時に、町内の下水道は約80%近く終わっていると思うのですが、農村部においては下水道はありません。そこで、資料請求をしたわけなのですが、十勝管内における浄化槽の設置に対する町村の助成状況ということですね、これを見せていただくと、陸別町と池田町だけが十勝管内ではないということですね。ここら辺もやはり農家の後継者が帰ってきて住宅を建てるとかいろいろな形の中で、また築年数が30年を超えているということでやはり建てかえ等もあります。そこで、やはり農村部にもぜひともいろいろな形で合併浄化槽の助成をすとか、持ち家を建てるときに助成をする、また町の人が持ち家を建てるときに助成をすとか、いろいろな形でやはり持ち家制度の確立ということを私は望むわけなのですが、そこら辺いかがでしょうか。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) 今の議員御指摘のことは、課題として押さえさせていただきます。

ます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） ぜひとも今後の課題において、農村部においては、やはり町の方が下水道を使っている、例えば孫がうちに来たとき、やはりいなかのトイレではできないという現状がございます。そういう面をいろいろ緩和して、やはり農村部に合併浄化槽の助成ですとか、また町内において持ち家を建てる、またひとり暮らしの方の住宅のこれからの状況ですとか、仮にあいている家がどういう状況であっているのかだとか、そういう形できちんと調査をして、なるべく住宅難のないように、また固定資産税をしっかりと将来を見据えた形できちんと対策をとっていただきたいと思って、終わります。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） さっきの答弁と同じ形になるかもしれませんが、一応、現状としてもそれは認識をしておりますので、あわせて課題とさせていただきますと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、議案第20号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第20号平成27年度陸別町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第21号の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

歳出の事項別明細書は、国保14ページから22ページまでを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、歳入全般について行います。

歳入の事項別明細書は、国保9ページから13ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、国保1ページ、第2条、歳出予算の流用についての質疑を

行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、最後に、議案第21号全般について質疑を行います。ただし、歳入歳出に区切って質疑を行いましたので、歳入歳出の両方に関連している場合のみに限ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで、議案第21号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第21号平成27年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第22号の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

歳出の事項別明細書は、直診11ページから18ページまでを参照してください。

6番村松議員。

○6番(村松正敏君) 直診の14ページの委託料、夜間休日の関係、当直の関係になると思うのですがけれども、今までとは違って、今度事業体に委託するというようなお話であったかなというふうに思います。過去の、今までどのような状況でやっていて、どういう問題点があって、今後そういうふうに業務委託という形になっていくのか。陸別の場合は本当に、定年退職者にしても人材が非常に少なくなっているというようなこともありますので、その辺とのかかわり等も説明していただければと思います。

○議長(宮川 寛君) 丹野診療所事務長。

○診療所事務長(丹野景広君) ただいまの夜間休日警備のことについてであります。副町長の説明にも先日あったかと思いますが、過去は個人に委託をして対応してございました。これは、ここで申し上げていいかわかりませんが、法的にもちょっとグレーに近いやり方であったということがあります。今般、最近、議員も御指摘のとおり、人材が非常に不足をしております。今までやっていただいた方が体調を崩していなくなる、また高齢になってきておまして夜間警備に対応できないということになりまして、人材の確保がもうできない状況にあります。警備会社のほうにお願いをする、警備会社というかその人材の対応できる会社のほうにお願いをしたいということで予算を計上

したところでありますけれども、私どものほうからその会社、もし請け負う会社が出たとしても、人材の確保は多分町内からも含めて考えるというふうに思われます。ただ、私どもが調整してもなかなかいないという部分がありましたので、人材の確保はそう簡単ではないのかなというふうに思いますが、業者は責任を持って、いない場合はどこからか、帯広なりからでも連れてきてでも対応するというようになっております。ただ、うちのほうで個人委託していた部分というのは、ほとんど賃金に近い金額でありますので、今後会社であれば、うちの積算の中ではきちんとした賃金待遇になると思われまますので、そちらのほうはもしかしたら、もしかしたらという言い方は悪いのですけれども、人材の確保が今よりはうまくいく可能性が高いのかなということでありまます。

今後についても、27年度、この機会に委託をするという形、会社に委託をということ考えておきまして、今後もこの形でいきたいというふうに考えているところでありまます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、歳入全般について行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、予算書直診1ページ、第2条、一時借入金についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 最後に、議案第22号全般について質疑を行います。

1番本田議員。

○1番（本田 学君） 全般についてです。資料ナンバー56を見ればわかるというか、あれなのですけれども、下から2番目の繰入金の問題であります。

来年度、27年度、この数字で病院経営というのは収入がどうだとかこうだとかということ余り言いたくないのですけれども、ここで増加、3,000万円ほどして、償還というか起債の償還分は減っていて、ここがまたふえていくというこの数字上のことだけで言うのはあれなのですけれども、どのように分析しているかということでありまます。この表を見ていくと、さまざまな要因は見えてくるのでありまます、どのように分析しているのかということを知りたいと思いまます。

○議長（宮川 寛君） 丹野診療所事務長。

○診療所事務長（丹野景広君） 議員の御指摘というか、質問でありまますけれども、この財政対策分の金額の、繰り入れの主な要因は人件費の増が大きいということでありまます。その他の、ほかにもいろいろ入院収入ですとか、使用料、歳入歳出全般の動きによっては変わってくるものでありまますけれども、一番大きな要因は人件費ということに分析をして

おります。人件費につきましては、現在の職員、特に看護師の体制が本来必要な人数に達していないという部分もあります。新規採用したいという職員の部分であるとか、あとは人材紹介会社からの、こちらは人件費というふうにはなりませんけれども、物件費になりますが賃金、紹介手数料等が膨らんできている原因かなというふうに分析しているところでもあります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 1 番本田議員。

○1 番（本田 学君） 今日までのいろいろな議論の中に、やはりその部分が一番こういうところに数字が出てきているのかなと思います。きっと切実な、先ほどからの話の流れではないのですけれども、人材不足というか、募集をかけても来ていただけないという部分がやはりジャブをやっているうちにこういうふうには数字としてこうやってあらわれてくるのかなと思いますので、私自身もそうなのですから、いろいろなところに声かけをして人材確保をしていかなければいけないなと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野診療所事務長。

○診療所事務長（丹野景広君） 今の人材確保ということでもあります。町としてもホームページ、ハローワークその他で看護師の正職員の募集はこれからも続けて、今も行っておりますし、これからも続けてまいります。

先ほどの説明の補足にもなるかもしれませんが、人件費の上がっている一部の理由、小さな理由ですけれども、今まで新採予定の看護師の年代を20代というふうに考えて、若手職員ということを考えていたのですが、今度は40代ということ、現実に即してということでは上げていますので、その分では人件費が上がっている部分もございまして。年齢は一応40代とか45とか50とかありますが、応募があれば人を見てもちろん採用していきたくともありますし、もともと私どもの職場で働いていた看護師でこっちに来たいというふうには考えている職員もいるようではございますが、なかなか話もまとまらないのもありますが、そういうところも含めていろいろな人に声をかけて、他力本願でもありますけれども、そういう部分も声かけに力を入れていきたいというふうには考えております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これで議案第22号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第22号平成27年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

歳出の事項別明細書は、簡水10ページから14ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、歳入全般について行います。

歳出の事項別明細書は、簡水7ページから9ページまでを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、第2条、地方債の質疑を行います。4ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、第3条、一時借入金について質疑を行います。1ページです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 最後に、議案第23号全般についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで、議案第23号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第23号平成27年度陸別町簡易水道事業特別会計予算を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第24号の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

歳出の事項別明細書は、下水9ページから13ページまでを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、歳入全般について行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから8ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、第2条、地方債について質疑を行います。4ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に、第3条、一時借入金について質疑を行います。
1 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 最後に、議案第24号全般についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで、議案第24号についての質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第24号平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第25号の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

歳出の事項別明細書は、11ページから17ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に、歳入全般について行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 次に、第2条、歳出予算の流用についての質疑を行います。1
ページです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 最後に、議案第25号全般について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、これで、議案第25号についての質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第25号平成27年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

歳出の事項別明細書は、9ページから10ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に、歳入全般について行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから8ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 最後に、議案第26号全般について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで、議案第26号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第26号平成27年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時14分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 意見書案第1号「外形標準課税」の適用拡大に反対する
要望意見書の提出について

○議長(宮川 寛君) 日程第9 意見書案第1号「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長(吉田 功君) 意見書案を朗読させていただきます。

「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書。

政府税制調査会は、法人税減税の代替財源の一つとして、法人事業税の外形標準課税適用拡大を検討しています。資本金1億円以下の中小企業も外形標準課税の対象とすると、従業員への給与総額や資本金が新たな課税対象となります。中小企業にとっては、地域での雇用維持が難しくなり、負担は増します。北海道の中では比較的景況が安定しているとされる十勝でも例外ではありません。

消費税増税に引き続き、外形標準課税等の増税の連続は、経営の意欲を損なうおそれがあります。しかも、増税の理由が、法人税減税の代替財源だと聞くに及び、全く理解できかねることです。

このような増税は、景気回復の芽を摘み、地域での生活を奪いかねません。道内企業数の99.8%、雇用者数で83.3%を占める中小企業に対する賃金課税である外形標準課税の適用拡大に強く反対し、中小企業と地域経済に大きな打撃を与えるこのような増税は行わないよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月、北海道足寄郡陸別町議会議長宮川寛。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 提出者の村松議員から趣旨説明を求めます。

○6番（村松正敏君）〔登壇〕 ただいま局長が朗読しました外形標準課税の適用拡大に反対する要望意見書について説明させていただきます。

さきの税制調査会では、法人税減税の代替の財源の一つとして、法人事業税の外形標準課税適用拡大を検討しています。これまで適用外であった資本金1億円未満の中小企業にも外形標準課税を適用対象とする内容です。従業員への給与総額や資本金が新たな課税対策となり、道内企業の99.8%、雇用者数では83.3%を占める中小企業に対する賃金課税でもあります。雇用を通じて地域経済を支えている中小企業のほとんどが負担が増し、雇用維持が難しくなってきます。北海道の中では比較的景況が安定している十勝地域においても例外ではありません。十勝では雇用のほとんどを中小企業が担っています。

昨年4月の消費税増税に引き続き、外形標準課税等の増税の連続は、経営意欲を損なうおそれがあります。従業員の賃上げや労働条件の改善に取り組むことで精一杯の努力を重ねてきた中小企業の努力を奪う増税には、断固反対するものです。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであり、議員の御理解と御賛同をお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本意見書案については、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、意見書案第1号を採決します。

意見書案第1号「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第2号TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書の提出について

○議長(宮川 寛君) 日程第10 意見書案第2号TPP交渉等国際貿易交渉にかかわる意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長(吉田 功君) 朗読させていただきます。

TPP交渉等国際貿易交渉にかかわる意見書。

TPP交渉については、大筋合意に向けて、閣僚会合や首席交渉官会合、日米2国間協議などが断続的に行われております。

また、交渉内容については、米の特別輸入枠設定や牛肉、豚肉の関税引き下げなどが報じられており、引き続き予断を許さない状況が続いております。

TPP協定は、農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりのくらしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的な議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

このため、これまで多くの国民や道民、そして地方議会は、TPP協定交渉への参加に反対や慎重な対応を強く求めてきました。

については、次の事項を強く要望します。

記。

1、政府は、平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、TPPから脱退すること。

2、EPA・FTA等すべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月、北海道足寄郡陸別町議会議長宮川寛。

以上であります。

○議長(宮川 寛君) 提出者の古田議員から趣旨説明を求めます。

○2番(古田英一君)〔登壇〕 ただいま事務局長が朗読しましたTPP交渉等国際貿易交渉にかかわる意見書案について、提案理由を申し上げます。

今回の意見書案は、T P P 交渉においては、国会決議を遵守してもらうこと、また国民一人ひとりの暮らしを守り、国民の利益や豊かさにどう結びつくかが見えない場合は脱退することを強く要望するものであります。

陸別町としては、一貫して反対の姿勢を明確にしており、陸別町の産業に与える影響は甚大で、地域経済が成り立たなくなると試算されております。

以上のことから、本意見書を今回の宛先に対し、提出しようとするものでありますので、御理解をいただき、御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げまして提案理由といたします。

○議長（宮川 寛君） 本件については、陸別町農業協同組合代表理事組合長からの請願がありますが、会議規則第92条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することについてお諮りします。

委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

次に、お諮りします。

本意見書案については、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、意見書案第2号を採決します。

意見書案第2号T P P 交渉等国際貿易交渉にかかわる意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号について申し上げます。

同趣旨の意見書案がただいま可決されましたので、請願第1号T P P 交渉等国際貿易交渉にかかわる請願書については採択されたものとみなすことにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、請願第1号については採択されたものとみなすことに決定しました。

◎日程第11 意見書案第3号農協関係法制度の見直しに関する意見書の提出について

○議長（宮川 寛君） 日程第11 意見書案第3号農協関係法制度の見直しに関する意

見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長（吉田 功君） 朗読させていただきます。

農協関係法制度の見直しに関する意見書。

昨年6月、政府は規制改革実施計画を閣議決定し、J Aグループに自己改革を求める内容を示しました。

これを受け、J Aグループ北海道は、11月にJ Aグループ北海道改革プラン（実行計画指針）を策定し、組合員の所得向上と農村地域の活性化による持続可能な北海道農業と豊かな地域社会の実現を目指し、自己改革の具体的実践に着手したところです。

また、年明け以降、与党、政府内での検討が進められ、去る2月9日に農協法制度の骨格案が決定されたところですが、最終的な法案の制定までは、継続的な意見反映が必要であります。さらに、生産現場などからも、J Aグループ北海道の自己改革が尊重されない農協改革では、農協系統組織の持つ機能が損なわれ、本道農業や地域の持続的発展に支障を来すおそれがあるとの懸念の声が上がっております。

については、今後の農協関係法制度の見直しに当たっては、次の事項を要望します。
記。

1、食料の安定供給、地域の振興について、農協法の目的に明確に位置づけし、事業目的の見直しに当たっては、協同組合の基本的性格を維持すること。

2、准組合員は、農業や地域経済をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など地方創生のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。

3、J A、連合会の協同組合としての事業、組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月、北海道足寄郡陸別町議会議長宮川寛。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 提出者の多胡議員から趣旨説明を求めます。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕 農協改革にかかわる意見書ということで、ただいま局長が朗読したとおりの内容でございます。今回の農協改革の争点は全国農業協同組合地方会の監査体制と准組合員の事業利用規制であります。全中の監査自体は陸別農協における大きな影響はさほどないものと考えますが、公認会計士への監査依頼となると農協は業務監査及び会計監査の二通りでございます。その中で、公認会計士への依頼になりますと、現在、陸別町農協が負担している地方会の負担額は400万円程度でございますが、公認会計士による監査体制となるとおおよそ40日以上の日数と約1,000万円程度の費用負担が発生するということになっております。また、准組合員の利用規制は今回見送られることとなりましたが、当町農協の准組合員数は183戸、204の個人、団体となっております。主に、過去に農家をされていた方、また一般町民、また職員らが中心となっております。主

に預金、共済、資財の給油所で農協を利用しており、また各種車のローン等おおむね25%程度の利用があります。農家戸数が減少する中、これらの事業利用は農協にとっても大きなウエートを占めており、員外利用を含めるとさらに大きな割合となります。

現在、当町の農家戸数は95戸で、農協職員は50名程度となります。ほかに関連の企業、機関を含めると、多くの方々が農協とかかわりを持っております。事業利用規制により、農協の経営、収支が悪化すると農協合併の可能性も否定できず、さらなる人口減少が加速することも考えられます。

当町では、農協に集結する方々がさまざまな役割を担っており、今までも、これからもしっかりとその地位を守り生活をしてもらわなければ地域の疲弊につながります。

これらのことから、地域の実情を理解せず、都会の画一的な議論で行う農協の改革については、断固として反対しなくてはなりません。どうか、議員各位の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本意見書案については、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、意見書案第3号を採決します。

意見書案第3号農協関係法制度の見直しに関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（宮川 寛君） 日程第12 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会の閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

- 議長（宮川 寛君） お諮りします。
本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。
会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

- 議長（宮川 寛君） これで、本日の会議を閉じます。
平成27年陸別町議会3月定例会を閉会します。

閉会 午後 2時32分